```
一部改正 昭和30年 4月 1日 昭和31年 4月 1日 昭和33年 4月 1日
       昭和39年 4月 1日 昭和40年 4月 1日 昭和41年 4月 1日
       昭和42年 4月 1日 昭和43年 4月 1日 昭和46年 4月 1日
       昭和47年 4月 1日 昭和48年 4月 1日 昭和49年 4月 1日
       昭和50年 4月 1日 昭和51年 4月 1日 昭和52年 4月 1日
       昭和54年 4月 1日 昭和55年 4月 1日 昭和56年 4月 1日
       昭和57年 4月 1日 昭和58年 4月 1日 昭和59年 4月 1日
       昭和60年 4月 1日 昭和61年 4月 1日 昭和62年 4月 1日
       昭和63年 4月 1日
                   平成元年 4月 1日
                                平成 2年 4月 1日
       平成 3年 4月 1日 平成 4年 4月 1日 平成 5年 4月 1日
                     1994年 4月 1日
                                1995年 4月 1日
                         全部改正 1996年 4月 1日
                     1998年 4月 1日 1999年 4月 1日
一部改正
        1997年 4月 1日
        2000年 4月 1日
                     2001年 4月 1日 2002年 4月 1日
                     2003年 4月 1日 2004年 4月 1日
                         全部改正
                                2005年 4月 1日
一部改正
                     2007年 4月 1日 2008年 4月 1日
        2006年 4月 1日
        2009年 4月 1日
                     2010年 4月 1日
                                  2011年 4月 1日
        2012年 4月 1日
                     2013年 4月 1日
                                  2014年 4月 1日
                                  2016年 9月10日
        2015年 4月 1日
                     2016年 4月 1日
                                  2017年 4月 1日
```

### 第1章 総則

(目的)

- 第1条 法政大学大学院(以下「本大学院」という。)は、高度にして専門的な学術の理論及び応用を 教授研究し、栄誉ある学芸の殿堂としてひろく世界の文化を摂取し、知識の深奥を究め、もって世界 平和と人類の福祉に寄与することを目的とする。
- 2 本大学院は、研究科または専攻ごとに人材の養成に関する目的その他研究教育上の目的を別表Vに 定める。
- 3 本大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための 深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。

### (課程及び修業年限)

- 第2条 本大学院に修士課程、博士課程及び専門職学位課程を置く。
- 2 専門職学位課程を専門職大学院とし、専門職大学院に関する学則は別に定める。
- 3 修士課程の標準修業年限は2年とする。ただし、教育研究上必要とする場合は、標準修業年限を1 年とすることができる。
- 4 博士課程の標準修業年限は、5年とする。博士課程は、これを前期2年、後期3年の課程に区分する。前期課程は、これを修士課程として取り扱う。また、後期課程は博士後期課程として取り扱う。
- 5 デザイン工学研究科建築学専攻修士課程に、標準修業年限が1年のコースを置き、本学工学部建築 学科及びデザイン工学部建築学科を優秀な成績で卒業した者、並びに大学の建築系学部または学科を 卒業した者で充分な設計の実務経験もしくは研究業績を有する者に対して、授業又は研究指導等の適 切な方法により教育を行う。
- 6 第3項の規定にかかわらず、デザイン工学研究科建築学専攻及び都市環境デザイン工学専攻修士課程に、標準修業年限が3年のコースを置き、建築学専攻では非建築系学部または学科の卒業生に対して、都市環境デザイン工学専攻では非建設系学部または学科の卒業生に対して、授業又は研究指導等

- の適切な方法により教育を行う。
- 7 第3項の規定にかかわらず、国際文化研究科、政策創造研究科、公共政策研究科における各専攻の修士課程、及び人間社会研究科福祉社会専攻修士課程においては、学生が職業を有している等の事情により、標準の修業年限を超えて計画的に課程を履修し修了する制度(以下、長期履修制度という。)の適用を希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認め、3年及び4年の長期履修制度を実施する。
- 8 第4項の規定にかかわらず、公共政策研究科における各専攻の博士後期課程においては、学生が職業を有している等の事情により、長期履修制度の適用を希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認め、4年、5年及び6年の長期履修制度を実施する。
- 9 経済学研究科経済学専攻修士課程に,標準修業年限が1年のコースを置き,次の各号の者に対して, 授業又は研究指導等の適切な方法により教育を行う。
- (1) 本学経済学部在学中に指定の科目を履修し、かつ当該学部を優秀な成績で卒業した者
- (2) 本学の経済学部又は学科を卒業した者で経済学研究に関する実務経験が充分にあると認められる者
- (3) 学術論文, 著書によって充分な研究業績があると認められる者

# (課程の目的)

- 第3条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力、又は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養うことを目的とする。
- 2 博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立した研究を行い、又はその他の専門的業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

### 第2章 教育研究上の組織

### (研究科等及び学生定員)

第4条 本大学院に以下の研究科,専攻及び課程を置き,その学生定員は次のとおりとする。

研究科			専攻			修士課程		博士後期課程		四次之具
						入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	収容定員 合計
		学	哲		学	15	30	2	6	36
			田	本 文	学	20	40	2	6	46
			英	文	学	20	40	2	6	46
人	文 科		史		学	15	30	2	6	36
			地	理	学	15	30	2	6	36
			心	理	学	10	20	3	9	29
				計		95	190	13	39	229
国	際文	化	国	際文	化	15	30	3	9	39
経	済	学	経	済	学	50	100	10	30	130
法		学	法	律	学	20	40	5	15	55
		学	政	治	学	10	20	5	15	35
政	治		国	際政治	台学	25	50			50
				計		35	70	5	15	85
社	会	学	社	会	学	20	40	5	15	55
経	営	学	経	営	学	60	120	10	30	150

			•					
			福祉社会	15	30			30
人間	甲甲	社会	臨床心理学	15	30			30
	[月]	<b>仁</b> 五	人 間 福 祉			5	15	15
			計	30	60	5	15	75
情	報	科 学	情 報 科 学	30	60	5	15	75
政	策	創造	政 策 創 造	50	100	10	30	130
			建 築 学	55	111	2	6	117
====	デザイン工学		都市環境デザイン工学	25	52	2	6	58
			システムデザイン	30	60	3	9	69
			計	110	223	7	21	244
\\	т.		公共政策学	25	50	10	30	80
公 /	公 共 政	政策	サステイナビリティ学	15	30	5	15	45
キャリアデザイン学			キャリアデザイン学	20	40			40
			機械工学	50	100	2	6	106
			電気電子工学	50	100	5	15	115
理			応用情報工学	50	100	4	12	112
	工	学	システム理工学	75	150	4	12	162
			応 用 化 学	30	60	3	9	69
			生命機能学	40	80	4	12	92
			計	295	590	22	66	656
スポーツ健康学 スプ			スポーツ健康学	10	20			20
合 計				880	1, 763	115	345	2, 108

2 次の研究科に、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行う修士課程及び博士後期課程を置き、次の専攻を置く。

		くと巨く。
人文科学研究科	哲学専攻	修士課程
	日本文学専攻	修士課程
	英文学専攻	修士課程
	史学専攻	修士課程
	地理学専攻	修士課程
	心理学専攻	修士課程
国際文化研究科	国際文化専攻	修士課程・博士後期課程
経済学研究科	経済学専攻	修士課程・博士後期課程
政治学研究科	政治学専攻	修士課程
社会学研究科	社会学専攻	修士課程
経営学研究科	経営学専攻	修士課程・博士後期課程
政策創造研究科	政策創造専攻	修士課程・博士後期課程
デザイン工学研究科	システムデザイン専攻	修士課程・博士後期課程
公共政策研究科	公共政策学専攻	修士課程・博士後期課程
	サステイナビリティ学専攻	て 修士課程・博士後期課程

キャリアデザイン学研究科 キャリアデザイン学専攻 修士課程

### 第3章 教員組織及び運営組織

(教員)

- 第5条 本大学院における授業科目は、本大学の教授、准教授、専任講師、特任教授、客員教授、客員 准教授が担当する。ただし、特別な事情がある場合には助教、客員講師及び兼任講師が担当できる。
- 2 本大学院における研究指導は、本大学の教授、准教授、特任教授、客員教授、客員准教授が、担当する。ただし、特別な事情がある場合には専任講師、助教、客員講師及び兼任講師が担当できる。
- 3 各研究科教員の担当基準と選任手続きに関しては、別に定める。

### (研究科教授会)

- 第6条 各研究科に研究科教授会を置き、各研究科の専任教員によって構成する。
- 2 研究科の各専攻に専攻主任1名を置き、専攻の必要により、専攻副主任1名を置くことができる。 研究科には専攻主任の互選により研究科長1名を置く。ただし、1研究科1専攻の場合には、専攻主 任が研究科長を兼ねることとする。
- 3 研究科長は、研究科に関する校務を掌る。
- 4 研究科教授会は、当該研究科に関する次の事項を審議する。ただし、当該専攻に係わる事項については、第7条に定める専攻会議に審議を委ねることができる。
- (1) 学生の入学(転学含む),修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 教員の人事に関する事項
- (4) 授業科目の編成及び担当者に関する事項
- (5) 研究指導, 試験, 単位修得等に関する事項
- (6) 修士論文の審査及び博士論文審査委員会に関する事項
- (7) 転研究科・専攻、休学、退学その他学生の地位の得喪・変更に関する事項
- (8) 学生の賞罰に関する事項
- (9) その他研究科に関する必要な事項
- 5 研究科教授会は、前項に規定するもののほか、総長及び研究科長が掌る教育研究に関する事項について審議し、及び総長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 6 研究科教授会の組織と運営については、この規程に定めるもののほか、別に定めるところによる。

# (専攻会議)

- 第7条 各専攻に,第6条第第4項にもとづき研究科教授会から委ねられた事項について審議するため, 専攻会議を置くことができる。
- 2 専攻会議は、所属する専任教員によって構成する。
- 3 専攻会議の組織と運営については、この規程に定めるもののほか、別に定めるところによる。

### (研究科長会議)

- 第8条 本大学院に、研究科長会議を置く。
- 2 総長は、各研究科の共通事項を審議するため研究科長会議を招集する。
- 3 研究科長会議に関する事項は、別に定める。

### (事務組織)

第9条 本大学院の業務運営のため、大学院事務部を置く。

# 第4章 教育課程等

# (授業科目及び単位数)

第10条 修士課程各研究科各専攻の授業科目並びに単位数は別表 I,博士後期課程各研究科各専攻の授業科目並びに単位数は、別表 II のとおりとする。

#### (修士課程の履修)

- 第11条 修士課程の学生は、指導教員の指導により、各専攻に示された授業科目を修得しなければならない。
- 2 他の専攻(他の研究科に属するものも含む)に示された授業科目については、指導教員の承認を得て関連ある授業科目を10単位を超えない範囲で履修することができる。

3 前項の規定に関わらず、人文科学研究科においては自専攻科目20単位以上,国際文化研究科においては自専攻科目20単位以上(ただし,修士論文をリサーチペーパーに代える場合は24単位以上),公共政策研究科においては自専攻科目を26単位以上履修するものとし,他専攻の授業科目の履修制限はしない。また,政策創造研究科においては自専攻科目を修了要件に定めた単位以上履修するものとし,他専攻の授業科目の履修制限はしない。

(学部開設科目の履修)

第12条 指導教員が必要と認めた場合は、修士課程の学生に学部の専門教育科目を履修させることができる。ただし、当該科目の修得単位は修士課程の所要修得単位としない。

(博士後期課程の履修)

第13条 博士後期課程の学生は、指導教員の指導により各専攻に示された授業科目を履修又は単位修得し、かつ研究指導を受けなければならない。

(履修科目の登録)

第14条 学生は、登録しようとする授業科目を毎年所定の期間内に届け出て、総長の承認を得なければならない。

(単位)

第15条 各授業科目の単位の計算については、本大学学則第23条の規定を準用する。

(研究指導)

第16条 学生は、所定の手続により、指導教員による研究指導を受けなければならない。

(他大学院・研究科における研究指導)

第17条 各研究科は、教育研究上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究科において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生についてこれを認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(試験)

- 第18条 授業科目を履修した者に対しては、試験その他の方法によって、合格者に所定の単位を与える。
- 2 学費を所定の期日までに納付しない者は、試験を受けることはできない。ただし、特別の事由により所定の期日までに納付できない者は、願い出によって、総長が許可することがある。

(成績評価)

- 第19条 授業科目の成績は、A+、A、B、C、Dとし、A+、A、B、Cを合格、Dを不合格とする。
- 2 学業成績評価は、毎学年末に確定するものとする。ただし、春学期に評価が定まった科目については、春学期終了時に確定するものとする。

(他大学院等における履修単位等の認定)

- 第20条 各研究科は、学生の教育研究上必要と認めるときは、他の大学院(外国の大学院を含む)の 授業科目を10単位を超えない範囲で履修させることができる。その規定は別に定める。
- 2 各研究科は、学生の教育研究上必要と認めるときは、学生が本大学院各研究科各専攻に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生、研修生、委託研修生及び特別研修生として修得した単位を含む)を、10単位を超えない範囲で、本大学院各研究科各専攻に入学後の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 各研究科は,前2項により修得した単位を,本大学院の課程修了に必要な単位として各々10単位, 計20単位を限度として認定することができる。
- 4 他の大学等もしくは大学以外の教育施設等における学修または外国の大学等での学修を理由とする休学願いが、事前に、当該研究科教授会の議を経て、特段の理由によって、総長に許可された場合に限り、本学の単位として認定することがある。ただし、当該休学期間は在学年数には参入しない。

5 前項の休学期間中の学修に関する手続き等については別に定める。

(専修免許状)

- 第21条 高等学校教諭1種免許状及び中学校教諭1種免許状授与の所要資格を有する者で,当該免許 教科に係る高等学校教諭専修免許状及び中学校教諭専修免許状授与の所要資格を取得しようとする 者は,教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。
- 2 本大学院において、当該所要資格を取得できる高等学校教諭専修免許状及び中学校教諭専修免許状 の免許教科の種類は、別表IVのとおりとする。

第5章 修了要件及び在学年限

第1節 修士課程

(修了要件)

- 第22条 修士の学位を得ようとする者は、2年以上在学し第11条の定めるところにより、30単位以上(法学研究科,政治学研究科国際政治学専攻及びスポーツ健康学研究科においては32単位以上、人間社会研究科臨床心理学専攻においては34単位以上、政策創造研究科政策創造専攻及び公共政策研究科各専攻においては36単位以上)を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査並びに最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、別に定めるところにより1年以上在学すれば足りるものとする。
- 2 経済学研究科経済学専攻1年制コース及びデザイン工学研究科建築学専攻選抜1年コースで修士 の学位を得ようとする者は,1年以上在学し第11条の定めるところにより,30単位以上を修得し, かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査並びに最終試験に合格しなければならない。
- 3 デザイン工学研究科建築学専攻キャリア3年コース及び都市環境デザイン工学専攻キャリア3年コースで修士の学位を得ようとする者は、3年以上在学し第11条の定めるところにより、45単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査並びに最終試験に合格しなければならない。
- 4 修士論文は、各研究科が認めた場合に限り当該専攻分野の特定の課題に関する研究成果(人文科学研究科日本文学専攻にあっては、文芸創作作品、政策創造研究科及び公共政策研究科にあっては政策研究論文、国際文化研究科国際文化専攻、経済学研究科経済学専攻、法学研究科法律学専攻及び政治学研究科国際政治学専攻にあっては、リサーチペーパー)をもって、これに代えることができる。ただし、政策創造研究科及び公共政策研究科で政策研究論文をもって修士論文に代える場合は40単位以上、また、リサーチペーパーをもって修士論文に代える場合は、国際文化研究科国際文化専攻及び経済学研究科経済学専攻においては34単位、法学研究科法律学専攻及び政治学研究科国際政治学専攻においては36単位以上を修得しなければならない。

(最終試験)

第23条 最終試験は、修士論文を中心とし、これに関連する科目について行い、その中には1か国以上の外国語の能力を考査する試験を含むものとする。

(博士論文研究基礎力に関する試験及び審査)

- 第23条の2 修士課程及び博士後期課程を通じて一貫した教育研究上の目的を有する場合の修士課程の修了要件は,前2条に規定する修士論文の審査及び最終試験に合格することに代えて,当該研究科が行う次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。
- (1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該修士課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験
- (2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該修士課程において修得すべきものについての審査

(転学者の修了要件)

第24条 他の大学院からの修士課程転学者は、大学院修士課程において通算2年以上(本大学院修士課程に1年以上)在学し、各研究科各専攻の定める単位を修得しなければならない。ただし、第22 条第1項のただし書に該当する者は同条の定めるところによる。

(在学年限)

第25条 本大学院の修士課程には、標準修業年限の2倍の年数を超えて在学することはできない。

### 第2節 博士後期課程

(修了要件

- 第26条 博士の学位を得ようとする者は、3年以上在学し第13条の定めるところにより、授業科目を履修又は単位修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、別に定めるところにより1年以上在学すれば足りるものとする。
- 2 前項のただし書にかかわらず、修士課程を1年で修了した者の在学期間に関しては、博士後期課程 に2年以上在学しなければならない。
- 3 第1項の授業科目の履修に関して、以下の研究科又は専攻は次の通り単位を修得するものとする。
- (1)人文科学研究科においては20単位以上
- (2) 国際文化研究科においては15単位以上
- (3)経済学研究科においては16単位以上
- (4) 法学研究科においては20単位以上
- (5) 社会学研究科においては20単位以上
- (6)経営学研究科においては15単位以上
- (7) 人間社会研究科においては20単位以上
- (8) 情報科学研究科においては19単位以上
- (9) 政策創造研究科においては20単位以上
- (10) デザイン工学研究科建築学専攻及び都市環境デザイン工学専攻においては16単位以上
- (11) デザイン工学研究科システムデザイン専攻においては15単位以上
- (12) 公共政策研究科公共政策学専攻においては18単位以上
- (13)公共政策研究科サステイナビリティ学専攻においては12単位以上
- (14) 理工学研究科においては17単位以上

### (最終試験)

第27条 最終試験は、博士論文を中心とし、これに関連する学問領域について行い、その中には1か 国以上の外国語の能力を考査する試験を含むものとする。

#### (転学者の修了要件)

- 第28条 他の大学院から、大学院博士後期課程へ転学を許された者は、大学院博士後期課程において 通算3年以上(本大学院博士後期課程に1年以上)在学し、各研究科各専攻の定める科目を履修しな ければならない。ただし、第26条第1項のただし書に該当する者は同条の定めるところによる。
- 2 他の大学院博士後期課程における履修科目の換算については別に定める。

(在学年限)

- 第29条 本大学院の博士後期課程には、6年を超えて在学することはできない。ただし、所定の年限にわたって在学し所定の研究指導を受けた者が、退学後3年以内に課程博士の学位を申請し、研究科教授会の議を経て、総長による受理が認められて再入学する場合はこの限りでない。
- 2 課程博士申請に伴う再入学については、別途定める規定による。

### 第6章 学位の授与

(学位の授与)

第30条 本大学院修士課程及び博士後期課程修了の認定は、研究科長会議の議を経て、総長が行い、 修了者には総長が学位を授与する。

(課程によらない博士の学位授与)

- 第31条 博士の学位は、第30条の規定にかかわらず、本大学院に論文を提出し、所定の審査及び試 間に合格した者に対しても、総長がこれを授与することができる。
- 2 前項により博士の学位を授与される者は、本大学院において課程を卒えて学位を授与される者の論 文と同等以上の内容を有する論文を提出し、かつ専攻学術に関し、上記の者と同様に広い学識を有す ることを試問により確認された者でなければならない。

(学位規則)

第32条 この学則に定めるもののほか、学位に付記する専攻分野名その他学位に関し必要な事項は、 学位規則(規程第105号)をもって別に定める。

第7章 入学, 転学, 転研究科・専攻, 休学, 退学, その他

(入学の時期)

- 第33条 本大学院入学の時期は、毎学年の始めとする。ただし、秋学期に入学した者の入学日は9月 10日とする。
- 2 前項の規定による秋学期の入学は、情報科学研究科及び理工学研究科と情報科学研究科との横断型 英語学位プログラム (IIST) において実施する。なお、秋学期入学者の取り扱いについては別に 定める。

(修士課程の入学資格)

- 第34条 本大学院修士課程に入学できる者は、次の資格を有する者とする。
  - (1) 大学を卒業した者
  - (2) 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者
  - (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
  - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
  - (5) 我が国において,外国の大学の課程(その修了者が当該大学の学校教育における16年の課程を 修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けら れた教育施設であって,文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
  - (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について,当該外国の政府 又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大 臣が別に指定するものに限る。)において,修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修 了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を 受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により,学士の学位に相当する学位を授与され た者
  - (7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
  - (8) 文部科学大臣の指定した者
  - (9) 次の者であって,本大学院において,所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者 a 大学に3年以上在学した者
    - b 外国において学校教育における15年の課程を修了した者
    - c 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国 の学校教育における15年の課程を修了した者
    - d 我が国において,外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程 を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置 付けられた教育施設であって,文部科学大臣が特別に指定するものの当該課程を修了した者
  - (10) 第9号と同様の規程により他の大学院に入学した者であって,本大学院において大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
  - (11) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると 認めた者で、22歳に達した者
- 2 前項第9号及び第10号の認定並びに第11号の個別の入学資格審査に関しては別に定めるところによる。

(博士後期課程の入学資格)

- 第35条 本大学院博士後期課程に入学できる者は、次の資格を有する者とする。
  - (1)修士の学位又は専門職学位を有する者
  - (2) 外国における大学院において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を得た者
  - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を得た者

- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校等の教育課程を履修し、博士論文研究基礎力審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があるものと認められた者
- (7) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者
- 2 前項第7号の個別の入学資格審査に関しては別に定めるところによる。

# (入学手続)

- 第36条 本大学院に入学を志望する者は、所定の手続きを行わなければならない。
- 2 入学志願者に対しては、その志望する研究科の専攻分野に入学するために必要な学力の考査を行う。
- 3 前項の結果,総長によって入学を許可された者は,別に定める入学金及び授業料等を添えて,所定 の書類を指定された入学手続期間中に提出しなければならない。
- 4 国外大学との協定等による学生受け入れについては、別に定めるところによる。

### (転学及び転研究科・専攻)

- 第37条 他の大学院から本大学院へ転学を希望する者については、定員に余裕のある場合に限り、試験等の上、研究科教授会の議を経て、総長が入学を許可することができる。また、研究科又は専攻の変更に関する願い出があった場合には、正当な事由があると認められた場合に限り、研究科教授会の議を経て、総長がこれを許可することができる。
- 2 前項の転学, 転研究科・専攻の時期は, 学年の始めに限る。

### (年間又は秋学期休学)

- 第38条 疾病又はその他特別の事情により年間又は秋学期休学しようとする者は、理由を付して願い 出て、研究科教授会の議を経て、総長の許可を受けなければならない。
- 2 休学期間は在学年数に算入することはできない。
- 3 休学は当該年度限りとする。引き続き休学を希望する者は、理由を付して改めて願いを出し、許可を受けたうえで休学することができる。ただし、休学期間は通算して3年を超えることはできない。 なお、秋学期休学は0.5年として計算する。
- 4 年間又は秋学期休学者は、学年の始めでなければ復学することができない。

#### (春学期休学のできる研究科)

- 第38条の2 前条の規定にかかわらず、以下の各号に定める研究科においては、春学期にも休学する ことができる。その場合の手続きは前条第1項を準用する。
  - (1)人文科学研究科,国際文化研究科,経済学研究科,法学研究科,社会学研究科,公共政策研究科の各修士課程及び博士後期課程
- (2) 政治学研究科,経営学研究科(夜間),政策創造研究科,デザイン工学研究科,キャリアデザイン学研究科及びスポーツ健康学研究科の各修士課程
- (3) 経営学研究科博士後期課程
- 2 前条第2項及び第3項は春学期休学にも適用する。ただし、秋学期休学は春学期休学と読み替える。
- 3 春学期休学者は秋学期の始めでなければ復学することができない。

#### (退学)

- 第39条 退学しようとする者は、理由を付して願い出て、研究科教授会の議を経て、総長の許可を受けなければならない。
- 2 退学の日付は、授業料を含む諸費既納者については、研究科教授会の議を経て、総長が退学を認めた日とし、未納者については定められた期間に申し出た場合に限り納入済みの期間の最終日とする。
- 3 死亡による退学は、死亡日をもって退学日とする。

#### (除籍)

- 第40条 次の各号の一つに該当する者は、研究科教授会の議を経て、総長が除籍する。
  - (1) 授業料等を所定の期日までに納入しない者
  - (2) 第25条又は第29条の在学年限を超えた者
  - (3) 第38条第2項及び第38条の2第2項の休学期間を超えた者

(復学・復籍)

- 第41条 第39条により退学した者が復学を願い出たときは、研究科教授会の議を経て、総長が許可することができる。
- 2 第40条第1号により除籍されたものが復籍を願い出たときは、研究科教授会の議を経て、総長が 許可することができる。
- 3 前2項の復学及び復籍の時期は学年の始めとする。ただし、第38条の2第1項各号に定める研究 科への復学又は復籍の時期は、春学期又は秋学期の始めとする。

# 第8章 学年及び休業日

(学年)

- 第42条 本大学院の学年は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。ただし、秋学期に入学 した場合の学年は、毎年9月16日に始まり翌年9月15日に終わる。
- 2 学年は、春学期と秋学期に分け次のとおりとする。

春学期 4月 1日から9月15日まで

秋学期 9月16日から翌年3月31日まで

3 総長は、前項に定める各学期をそれぞれ前半及び後半に分けることができるものとする。

(休業日)

- 第43条 休業日は、次のとおりとする。
  - (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日
  - (2) 法政大学創立記念日(4月10日)
- (3) 夏季休業 8月1日から9月15日まで
- (4) 冬季休業 12月27日から翌年1月4日まで
- 2 総長は、必要がある場合には、前項の休業日を臨時に変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

# 第9章 学費

(学費)

- 第44条 本大学院の検定料,入学金,授業料その他の学費は、別表Ⅲのとおりとする。
- 2 当該年度の学費の決定は、その年度の4月1日とする。ただし、第42条第3項で規定する場合においては、9月16日とする。
- 3 授業料,実験実習費及び教育充実費は2期に分けて納入するものとし,その納入期限については,1 期分は4月末日,2期分は9月末日とする。
- 4 当該修業年限を超えて在学する者については、その者が入学した年度に定められた額を適用し、その学費は次のとおりとする。
- (1) 課程修了に必要な科目を修得していない者は、授業料及び教育充実費の2分の1、科目修得者又は修士論文審査に合格したが科目1科目以内(2単位科目は0.5科目とする。)未修得の者は4分の1とする。
- (2)情報科学研究科,デザイン工学研究科,理工学研究科及びスポーツ健康学研究科は,前号の学費に実験実習費を加えた額。
- (3) 当該修業年限を超えて引き続き在学している者が、当該年度の9月に学位を授与されることとなった場合は、2期分の学費は徴収しない。
- 5 留学中においても本大学院の学費は、所定額を納入しなければならない。
- 6 総長により年間休学を許可された者は、別表Ⅲの休学在籍料を納入するものとし、休学該当期間の 授業料、実験実習費及び教育充実費の納入を要しない。また、総長により春学期休学(第38条の2 第1項各号に定める研究科のみ)又は秋学期休学を許可された者は休学在籍料の2分の1を減額する ことができる。
- 7 第2条第7項により3年にわたる長期履修制度の適用を受ける者の学費は、次の各号の通りとする。
- (1)授業料は別表Ⅲの授業料の2倍の額を3で除した額を年度ごとに2期に分けて納入する。
- (2) 教育充実費は、初めの2年間は別表Ⅲに定める額、3年目は別表Ⅲに定める額の2分の1を、年度ごとに2期に分けて納入する。
- (3) 3年にわたる長期履修期間を超えて在学する者の学費は、本条第4項第1号の規定を準用する。

- 8 第2条第7項により4年にわたる長期履修制度の適用を受ける者の学費は、次の各号の通りとする。
- (1) 授業料は別表Ⅲの授業料の2倍の額を4で除した額を年度ごとに2期に分けて納入する。
- (2)教育充実費は、初めの2年間は別表 $\blacksquare$ に定める額、3年目以降は別表 $\blacksquare$ に定める額の2分の1を、年度ごとに2期に分けて納入する。
- 9 外国政府派遣,及び学生交換協定による海外大学からの受け入れ学生に関する学費は、別に定める。
- 10 第2条第8項により4年にわたる長期履修制度の適用を受ける者の学費は、次の各号の通りとする。
- (1)授業料は別表Ⅲの授業料の3倍の額を4で除した額を年度ごとに2期に分けて納入する。
- (2) 教育充実費は、初めの3年間は別表Ⅲに定める額、4年目は別表Ⅲに定める額の2分の1を、年度ごとに2期に分けて納入する。
- (3) 4年にわたる長期履修期間を超えて在学する者の学費は、本条第4項第1号の規定を準用する。
- 11 第2条第8項により5年にわたる長期履修制度の適用を受ける者の学費は、次の各号の通りとする。
- (1)授業料は別表Ⅲの授業料の3倍の額を5で除した額を年度ごとに2期に分けて納入する。
- (2)教育充実費は、初めの3年間は別表Ⅲに定める額、4年目以降は別表Ⅲに定める額の2分の1を、年度ごとに2期に分けて納入する。
- (3) 5年にわたる長期履修期間を超えて在学する者の学費は、本条第4項第1号の規定を準用する。
- 12 第2条第8項により6年にわたる長期履修制度の適用を受ける者の学費は、次の各号の通りとする。
- (1)授業料は別表Ⅲの授業料の3倍の額を6で除した額を年度ごとに2期に分けて納入する。
- (2)教育充実費は、初めの3年間は別表Ⅲに定める額、4年目以降は別表Ⅲに定める額の2分の1を、 年度ごとに2期に分けて納入する。

(納入期日)

第45条 学費は、所定の期日までに納入しなければならない。

(再入学金)

第46条 退学者が復学を,または除籍された者が復籍を総長に許可されたときは,他校出身者のみ再入学金として入学金の2分の1を納入しなければならない。

(特別学生の学費)

第47条 特別学生の学費については、別に定める。

(学費の不返還)

第48条 一旦納入された学費その他は還付しない。

第10章 特別学生

(特別学生の種類及び入学)

- 第49条 総長は、定員に余裕のある場合に限り、研究科教授会の議を経て、特別学生の入学を許可する。
- 2 特別学生とは,科目等履修生,研修生,委託研修生,特別研修生,研究生,研究員,交流学生をいう。

(科目等履修生及び研修生)

第50条 本大学院の授業科目の履修及び特定の主題による研究指導を希望する者があるときは、別に 定めるところにより、総長は、科目等履修生及び研修生として受け入れることを許可できる。

(委託研修生)

第51条 公共団体,又はその他の機関より,本大学院に特定の授業科目について修学を委託された場合は,選考結果を受け,総長は,委託研修生として入学を許可する。

(特別研修生)

第52条 国外の大学との協定等により、入学前に事前研修を義務づけられた場合は、選考結果を受け、 総長は、特別研修生として入学を許可する。

(研究生)

第53条 大学院において修士の学位を得た者,又は博士後期課程を退学した者が,更に研究を継続し,本学の施設の利用を希望するときは、総長は、研究生として受け入れることを許可できる。

(研究員)

第54条 国内外の大学・研究所その他の機関から特定の主題による研修を委託された場合は、選考結果を受け、総長は当該研究者を研究員として受け入れることを許可できる。

(交流学生)

第55条 他大学院の学生で、協定に基づき本大学院の授業科目の履修及び特定の主題による研究指導を希望する者を、別に定めるところにより、総長は、交流学生として受け入れることを許可できる。

(証明書の発行)

第56条 本章により、総長が入学を許可した者には、履修及び研修等の証明書を与える。

第11章 研究及び厚生施設

(図書館及び研究所の利用)

- 第57条 本大学院学生は、大学図書館及び付属研究所の図書を利用することができる。
- 2 図書閲覧に関する規定は、別に定める。

(厚生施設の利用)

第58条 本大学院学生は、本学の厚生施設を利用することができる。

第12章 賞罰

(授賞)

- 第59条 人物及び学術が優れた者には授賞することがある。
- 2 授賞に関する規定は別に定める。

(懲戒)

第60条 学業怠慢の者,学則又は命令に背いた者,その他学生の本分に悖ると認めた者は,研究科教授会の議を経て総長がこれを懲戒する。懲戒は譴責,停学,退学の3種とする。

第13章 大学評価

(自己点検・評価)

- 第61条 本大学は、その教育研究水準の向上を図り、第1条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検および評価を行う。
- 2 前項の点検および評価に関する事項は、別に定める。

(認証評価)

第62条 本大学は、前条に規定する措置に加え、本大学の教育研究活動等の総合的な状況について、 政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価を受けるものとする。

第14章 改正

(改正手続)

第63条 この学則の改正は、研究科長会議の議を経て、理事会の決裁を得なければならない。

第15章 雑則

(大学学則の準用)

第64条 この学則に規定のない事項については、法政大学学則を準用する。

2 この学則の実施について必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 本学則は、2005年4月1日から全部改正し施行する。
- 2 第32条の規定にかかわらず,関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科との協定により経営学研 究科経営学専攻修士課程(夜間)へ転入学する場合には,入学の時期を後期の始め(9月)とするこ とができる。
- 3 2006年4月1日から第4条第1項,第9条別表Ⅰ,第9条別表Ⅱ,第37条の2第1項,第4 0条第3項,第43条第1項別表Ⅲ,第43条第2項,第43条第5項を改正施行する。
- 4 本学則は、2006年4月1日から一部改正して施行する。(第2条第4項から第8項、第21条 第2項から第4項、及び第24条)
- 5 2006年4月1日から第2条,第4条,第9条別表I,第9条別表I,第37条の2,第40条,第43条,第43条別表IIを改正施行する。
- 6 2006年4月1日から第9条別表Ⅰ、第20条別表Ⅳを改正施行する。
- 7 2006年4月1日から第9条別表Ⅰ,別表Ⅱを改正施行する。
- 8 2007年4月1日から第1条,第2条,第43条を改正し,別表Vを定め施行する。
- 9 2007年4月1日から第38条,第43条,第43条別表Ⅲ,第45条,第47条を改正施行する。
- 10 2007年4月1日から第9条別表Ⅰ,別表Ⅱを改正施行する。
- 11 2008年4月1日から第1条別表V,第2条第6項,第4条第1項,同第2項,第9条別表I,同 別表II,第21条第1項,同第4項,第37条の2第1項,第40条第3項,第43条別表III,及び 同第5項を改正施行する。
- 12 2008年4月1日から第41条,第43条第3項を改正施行する。
- 13 2009年4月1日から第9条別表Ⅰ,同別表Ⅱ,第43条別表Ⅲ第2項を改正施行する。
- 14 2009年4月1日から第13章「大学評価」(第59条, 第60条)を新設し、以降の章及び条 を繰り下げ施行する。
- 15 2009年3月31日をもって人文科学研究科国際文化専攻は廃止とする。
- 16 2010年4月1日から第1条別表V, 第2条第4項, 同第5項, 第4条第1項, 同第2項, 第9条 別表 I, 同別表Ⅲ, 同第1項, 第12条第1項, 第21条第2項, 同第3項, 同第4項, 第25条第3項, 第37条の2第1項, 第40条第3項, 第43条別表Ⅲ, 第43条第3項(2), 同(3), 同第5項を改正施行する。
- 17 2010年4月1日から第43条第3項第1号, 第45条を改正し2010年4月1日現在で在籍する学生に適用する。
- 18 2010年4月1日から第37条の2, 第40条第3項, 第43条第5項を改正施行し2010年 4月1日現在で在籍する学生に適用する。
- 19 2010年3月31日をもって社会科学研究科法律学専攻、政策科学専攻、環境マネジメント専攻 を廃止する。
- 20 2011年4月1日から第2条,第4条第2項,第9条,第10条,第12条,第21条,第25条,第37条の2,第40条第3項,第43条,第58条第2項及び別表I,II,III,IV,Vを改正施行する。第2条第7項の人間社会研究科福祉社会専攻に係る改正,及び第4条,別表I,II,IV,Vの史学専攻への名称変更,第9条,第12条,第25条,第43条の政策創造研究科に係る改正については、2011年4月入学者から適用する。また,第5条を新設し,以降の章,条を繰り下げ施行する。
- 21 2011年3月31日をもって社会科学研究科経済学専攻を廃止する。
- 22 人文科学研究科日本史学専攻,社会科学研究科政治学専攻,社会学専攻,経営学専攻,工学研究科建設工学専攻およびシステムデザイン研究科については,すでに学生募集を停止している。但し,当該研究科,専攻は、本学則の施行に関わらず当該研究科,専攻に在籍する学生が在学しなくなるまでの間存続するものとし,教育に関する規程は従前によるものとする。
- 23 2012年4月1日から第2条第6項,第4条第1項,同第2項,第11条第3項,第22条第1項,同第4項,第38条の2、第41条第3項,第44条第5項,及び別表Ⅰ,Ⅲ,Ⅲ,Ⅳ,Ⅴを改正施行し,2012年4月入学者より適用する。また,第6条に第3項を挿入し,以下の項を繰り下げ2012年4月1日より改正施行する。
- 24 政策科学研究科政策科学専攻および環境マネジメント研究科環境マネジメント専攻については,2012年度以降の学生募集を停止する。但し,両研究科専攻は,本学則の施行に関わらず両研究科専

攻に在籍する学生が在学しなくなるまでの間存続するものとする。この間の両研究科専攻の教育責任 は、公共政策研究科公共政策学専攻が負うこととする。

- 25 第6条第2項に関わらず、公共政策研究科については従来の2研究科および2研究科内プログラム が統合し設置されるため、例外的に複数の専攻副主任を置くものとする。この措置は、2012年4 月1日から適用する。
- 26 2013年4月1日から第4条第1項, 同第2項, 第10条, 第13条, 第26条第3項, 第38条の2, 第41条第3項, 第44条第6項及び別表I, II, III, IV, Vを改正施行し, 2013年4月入学者より適用する。
- 27 2013年4月1日から第4条第2項を改正施行し、2013年4月入学者より適用する。
- 28 2013年4月1日から第19条, 第20条, 第22条, 第36条, 第38条, 第38条の2, 第41条, 第42条, 第44条, 第49条および別表 I~Ⅲを改正する。また, 第52条を新設し, 以降の条を繰り下げ, 施行する。
- 29 2013年3月31日をもって社会科学研究科政治学専攻、社会学専攻、経営学専攻およびシステムデザイン研究科を廃止する。
- 30 経営学研究科キャリアデザイン学専攻および工学研究科全専攻については,2013年度以降の学生募集を停止する。但し,両研究科の当該専攻は,本学則の施行に関わらず在籍学生が不在となるまでの間,存続するものとする。この間の教育責任は,それぞれキャリアデザイン学研究科,理工学研究科が負うものとする。
- 31 2013年4月1日から別表IVを改正施行し、2013年度新入生から適用する。
- 32 2014年4月1日から第10条, 第13条, 第22条, 第23条の2, 第26条, 第35条, 第38条の2, 第41条, 第42条, 第44条及び別表Ⅰ, Ⅱを改正施行する。なお, 第23条の2及び第26条については、2014年4月入学者より適用する。
- 33 2015年4月1日から第11条第3項及び第22条第4項を一部改正する。なお、同条項の国際 文化研究科国際文化専攻に係る改正については、2015年4月入学者より適用する。
- 34 2015年4月1日から第4条,第6条,第7条,第14条,第18条,第20条,第22条,第29条~第31条,第36条~第44条,第46条,第49条~第56条および別表Ⅰ,別表Ⅱを一部改正し、施行する。
- 35 2016年4月1日から第2条,第4条,第8条,第10条,第13条,第22条,第26条,第30条,第33条,第34条,第35条,第38条,第38条の2,第41条,第42条,第44条,第63条,別表Ⅰ,Ⅲ,Ⅲ,Ⅳ及びVを改正施行する。なお,公共政策研究科に係る第2条,第4条及び第44条の改正,並びに社会学研究科,経営学研究科,情報科学研究科及び理工学研究科に係る第26条の改正,並びに経済学研究科に係る第22条の改正,並びに情報科学研究科及び理工学研究科に係る別表Ⅱの改正については、2016年度入学者より適用する。
- 36 2016年9月10日から第33条, 別表 I およびⅢを改正施行し, 2016年秋学期入学者より 適用する。
- 37 2017年4月1日から第2条,第22条,第26条,第34条,第38条の2,第46条,別表 I,Ⅲ及びⅢを改正施行する。なお,経済学研究科に係る第2条及び第22条の改正,法学研究科に係る第22条及び第26条の改正,人文科学研究科,国際文化研究科及び公共政策研究科公共政策学 専攻に係る第26条の改正,並びに別表Ⅲの改正については,2017年度入学者より適用する。

(追49)